

別紙 一覧表

第1 昭和63年度 工事設計及び契約 特殊改良一種
 菫崎櫛形豊富線 白根町（土木部道路建設課）

	文書名	不開示項目	不開示理由	原告の主張	当裁判所判断
1	支出命令書	支出負担行為決議額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。 (4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		支出額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。 (4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		支払先の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		支払先の住所のうち小字及び地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。	開示

				<p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		支払先金融機関名及び口座番号	他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。		
		支出命令者及び所属長以外の印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	
		審査者の氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	開示
2	補償費(用地費)支払内訳書	支出負担行為決議額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	

支払額	<p>特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>められる情報」である。</p> <p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
未支払額	<p>特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
債主名	<p>特定の個人を識別することができる情報である。</p>	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
審査者の氏名	<p>公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。</p>	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8</p>	開示

				<p>条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	
3	地上物件移転及び潰地補償料の支払いについて	所属長以外の印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	
		請求金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示

契約金額及びその合計	特定の個人を識別することはできないが、契約金額は、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
前回支払額及びその合計	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
今回支払金額及びその合計	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
消費税額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にす	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わ</p>	

			ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	る情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。 (4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
4	請求書及び補償内訳書	請求者氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		印影	請求者の印影は、特定の個人を識別することができる情報である。また、審査者の印影は、公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
		金融機関名及び口座番号	他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。		
		金額	特定の個人を識別することはできない	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、	

			が、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		起案者及び審査者の氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	開示
		所在地の地番	登記簿謄本等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
5	写真台帳	契約者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又</p>	開示

契約者の住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
契約額	特定の個人を識別することはできないが、契約額は、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
精算額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
関係写真	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>被写体が土地・建物・工作物・庭木であるならば、</p> <p>(1) これらの被写体は景色であって、誰もが認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害にかかわるものではなく本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p>	

				<p>(2) 一般人には個人識別可能性がないから、本件条例8条1号にいう「特定の個人を識別することができるもの」にあたらぬ。</p> <p>(3) (1)の理由により、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
6	起案文書（支出負担行為伺票）	所属長未満の印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名（印影を含む。）の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらぬ。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	開示
		起案者及び審査者の氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名（印影を含む。）の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらぬ。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらぬ。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
7	工事設計書、事業費総括表	所属長以外の印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名（印影を含む。）の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報で</p>	

				<p>はなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	
		金額	<p>特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
8	用地費及び補償費内訳	金額	<p>特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		単価	<p>特定の個人を識別することはできないが、開示されている数量(地積)の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開</p>	

				示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。 (4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
9	移転雑費補償算定書	住所の地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		建物移転料・工作物移転料・立竹木補償料・動産移転料の金額及び課税対象金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。	

				<p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		移転雑費補償金のうち確認申請業務報酬額又は設計監理料の課税対象金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
10	登記嘱託書（写し）	不動産の表示の小字及び地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		義務者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		義務者の住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p>	開示

				(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
11	委任状	氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		土地代金	特定の個人を識別することはできないが、契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。 (4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
12	土地売買契約書	売渡人の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示

売渡人の印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
売買価格	特定の個人を識別することはできないが、契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
売渡人の住所のうち小字及び地番	住宅地図等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
単価	特定の個人を識別することはできないが、開示されている地積の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
土地代金	特定の個人を識別することはできないが、契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正</p>	

				<p>当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
	支払請求できる金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。		<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
	土地所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。		<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
13	物件移転補償契約の変更契約書	物件所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		物件所有者の印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		変更前及び変更後の補償金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害す	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p>	

			るおそれがある。	ない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
	消費税補償料		特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
	支払請求できる金額		特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
	物件所有者の住所のうち地番		住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
14	物件収去期限延長申請書	申請者氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示

		申請者の住所のうち地番	住宅地図等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		申請者印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		物件所在地の地番	住宅地図等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		補償金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
15	物件移転補償契約書	所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		物件所有者の印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		補償金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそ	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあた	

			れがある。	ない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		支払請求できる金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		物件所有者の住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		物件所在地の地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
16	上申文書	氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報	開示

			報である。	報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		契約金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額は、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。 (4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
17	潰地調書	所在地の小字及び地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		単価	特定の個人を識別することはできないが、開示されている地積の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。 (4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条	

			<p>等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		所有者の氏名	<p>特定の個人を識別することができる情報である。</p>	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		所有者の住所のうち地番	<p>住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。</p>	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
18	木造建物調査算定書	所在地の地番	<p>土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。</p>	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		所有者の氏名	<p>特定の個人を識別することができる情報である。</p>	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示

調査者及び検証者の氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	められる情報」である。 (1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イ「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	開示
印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イ「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
各項目の係数(単価)と価格及び計	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
純建築費(各部位合計)	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
1平方メートル当たり	特定の個人を識別することはできない	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、	

		推定再建築費	が、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		S (推定再建築費)	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		1平方メートル当たり解体移築補償額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
19	建具・内部造作・外壁調査表	単価及び金額	特定の個人を識別することはできないが、開示されているコード及び数量等の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		建物所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p>	開示

				<p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		調査者及び検証者氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	開示
		印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	
20	造作調査表	建物所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		調査者及び検証者氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示

		印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p> <p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	
		単価	特定の個人を識別することはできないが、開示されている種類及び数量の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p> <p>(4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
21	明細書	単価	特定の個人を識別することはできないが、開示されている地積の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8</p>	

		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
22	建物調査図及び面積計算	所在地の地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		調査者の氏名及び印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	調査者の氏名のみ開示
23	設計内訳書	数量	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にす	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p>	

			ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	ない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
	金額		特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
24	工作物補償額算定一覧表	所在地の地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		数量	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	

	算定額及び合計	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。		
	調査者氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	開示	
	印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。		
25	動産移転料補償額算定書	動産所有者の地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又	開示

		は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号口にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
補償金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号口にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
屋内動産移転料のうち動産台数	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号口にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
標準台数	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号口にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
家族人数	特定の個人を識別することはできないが、個人の家族、生活状況に関する情報であり、かつ、一般動産移転料の算定に関係がある情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8	

		金額及び計算式	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		一般動産移転料のうち台数及び金額	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
26	移転雑費補償算定書	氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		補償金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		法令上の手続費用の計	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条	

	等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。
建築等の確認に要する費用の代戻手数料及び補償額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。
移転雑費その他の雑費の家族人員	特定の個人を識別することはできないが、個人の家族、生活状況に関する情報であり、かつ、一般動産移転料の算定に関係がある情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。
金額	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。 (4) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。
補償額	特定の個人を識別することはできない	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、

			が、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
27	補償費内訳書	所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		数量	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		合計	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p>	

				<p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
28	配置図	所在地の地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		調査者の氏名及び印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	調査者の氏名のみ開示
		配置図	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
29	工事設計図(実施)	地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p>	開示

		<p>所有者の氏名</p> <p>特定の個人を識別することができる情報である。</p>	<p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	<p>開示</p>
--	--	---	---	-----------

第2 昭和63年度 韮崎櫛形豊富線道路改良事業
中巨摩郡白根町（峡中地域振興局建設部）

	文書名	不開示項目	不開示理由	原告の主張	当裁判所判断
4	土地売買契約書	売渡人の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示
		売渡人の印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		売買価格	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	
		支払請求できる金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	
		収入印紙消印の印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名（印影を含む。）の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 現在は、開示されている情報である。	
		売渡人の住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示

		所在地のうち小字及び地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 現在は、開示されている情報である。	開示
		単価	特定の個人を識別することはできないが、開示されている買収地積の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	
		土地所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示
		所有者の住所のうち地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示
9	潰地調書	所在地の小字及び地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 現在は、開示されている情報である。	開示

		単価	特定の個人を識別することはできないが、開示されている潰地面積の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	
		所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示
		所有者の住所のうち地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示
10	図面	地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	左記文書は、本件処分では、全部開示文書であったところ、本件一部変更処分により一部開示文書に変更された。これは、原告の不利益に本件処分を変更するものであるから、無効である(行政不服審査法47条3項但書参照)。仮に無効とは言えないとしても、 (1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 現在は、開示されている情報である。	開示
		所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情	開示

		数量	<p>特定の個人を識別することはできないが、土地登記簿等他の情報と照合することにより、詳細な地積が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 「面積」は、開示項目である(被告らの平成16年9月14日付回答書1頁)。</p>	開示
--	--	----	--	---	----

第3 3 昭和63年度 韮崎櫛形豊富線特殊改良第1種事業
中巨摩郡白根町（峡中地域振興局建設部）

	文書名	不開示項目	不開示理由	原告の主張	当裁判所判断
1	補償費支払内訳表	金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である	開示
		債主名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名（印影を含む。）の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
2	請求書	請求者住所のうち小字及び地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		請求者氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産	

		印影	請求者の印影は、特定の個人を識別することができる情報である。また、審査者の印影は、公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
		金融機関名及び口座番号	他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。		
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		審査者氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	開示
3	補償費内訳書	印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		所在地の地番	土地登記簿等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産	開示

				を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
		数量	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		所有者氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
4	立木(立毛)補償契約書	所有者及び契約者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		契約者の住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産	開示

		契約者の印影	特定の個人を識別することができる情報である。	を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		補償額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
5	起案文書	所属長以外の印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
		起案者氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	開示
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である	
		契約者氏名	特定の個人を識別することができる情報	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に	開示

			である。	認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
6	通知文書	宛先氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	開示
		執行金額	執行金額金額で特定の個人を識別することはできないが、執行金額は契約金額と密接不可分の関係にあり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である	
7	工事設計書, 事業費総括表	所属長以外の印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8	

				条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である	
8	用地費及び補償費内訳表	金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である	
		氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
9	明細書	金額	開示請求対象外の情報である。	(1) 「開示請求対象外の情報」は開示項目であるから、当然、全部開示されるべきである。 (2) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	氏名及び住所のうち地番のみ開示
		数量	開示請求対象外の情報である。		
		氏名	開示請求対象外の情報である。		
		住所のうち地番	開示請求対象外の情報である。		

第4 平成元年度 韮崎櫛形豊富線道路改良事業
中巨摩郡白根町（峡中地域振興局建設部）

	文書名	不開示項目	不開示理由	原告の主張	当裁判所判断
1	補償費支払内訳表	金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である	
		債主名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名（印影を含む。）の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
2	請求書	請求者住所のうち小字及び地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		請求者氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産	開示

		印影	請求者の印影は、特定の個人を識別することができる情報である。また、審査者の印影は、公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
		金融機関名及び口座番号	他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。		
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である	
		審査者氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	開示
3	補償費内訳書	印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		所在地の地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産	開示

				を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		所有者氏名	特定の個人を識別することができる情報である	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
4	補償契約書	契約者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		契約者の住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		契約者の印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		補償額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。	

				(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号口にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
5	起案文書	所属長以外の印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
		起案者氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	開示
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号口にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		契約者氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
6	通知文書	宛先氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載さ	開示

				<p>れているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>
		執行金額	<p>特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>
7	工事設計書、事業費総括表	所属長以外の印影	<p>公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。</p>	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>
		金額	<p>特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>
8	用地費及び補償費内訳表	金額	<p>特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8</p>

				<p>条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		氏名	特定の個人を識別することができる情報である。		開示
		住所のうち地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
9	補償工事費内訳表	数量	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産</p>	開示

		住所のうち地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
10	明細書	金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		数量	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	

第5 平成2年度 韮崎櫛形豊富線道路改良事業
中巨摩郡白根町（峡中地域振興局建設部）

	文書名	不開示項目	不開示理由	原告の主張	当裁判所判断
1	補償費支払内訳書	金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		債主名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名（印影を含む。）の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
2	請求書	請求者住所のうち小字及び地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		請求者氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産	

		印影	請求者の印影は、特定の個人を識別することができる情報である。また、審査者の印影は、公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
		金融機関名及び口座番号	他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。		
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		審査者氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	開示
3	補償費内訳書	印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		所在地の地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産	開示

		を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	
数量	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
摘要欄の金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
所有者氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
所有者の住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。	開示

				<p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
4	物件移転補償契約書	物件所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号に言う「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		物件所有者の住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		補償金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
5	起案文書	所属長以外の印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名（印影を含む。）の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	
		起案者氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名（印影を含む。）の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p>	開示

				<p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		契約者氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
6	通知文書	宛先氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名（印影を含む。）の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	開示
		執行金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	

7	工事設計書, 事業費総括表	所属長以外の印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから, 保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく, 本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は, 一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから, 本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから, 「人の財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は, 開示されている情報である。</p>	
		金額	特定の個人を識別することはできないが, 契約金額と関係があるため, 所得資産等個人の財産に関する情報であり, 公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は, 公的性質を帯びており, また, 公金支出の適正さの監視・参加のために, 個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから, 保護に値する個人の利害に関する情報ではなく, 本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから, 個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから, 本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
8	用地費及び補償費内訳	金額	特定の個人を識別することはできないが, 契約金額と関係があるため, 所得資産等個人の財産に関する情報であり, 公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は, 公的性質を帯びており, また, 公金支出の適正さの監視・参加のために, 個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから, 保護に値する個人の利害に関する情報ではなく, 本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから, 個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから, 本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		単価	特定の個人を識別することはできないが, 開示されている数量の情報と照合することにより金額が判明するため, 所得資産等個人の財産に関する情報であり, 公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は, 公的性質を帯びており, また, 公金支出の適正さの監視・参加のために, 個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから, 保護に値する個人の利害に関する情報ではなく, 本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから, 個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから, 本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿, 公図, 道路台帳図, 住宅地図, 現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから, 保護に値する個人の利害に関する情報ではなく, 本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p>	開示

				(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
9	工作物補償額算定一覧表	所在地の地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は、開示されている情報である。	開示
		所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		数量	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		算定額及び合計	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。	
		調査者氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。	開示

				<p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	
		印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	<p>(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから、保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 公務員の氏名は、一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	
10	補償額積算表	所有者氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		員数	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号ロにいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	

11	工作物調査表(甲)	所有者氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿, 公図, 道路台帳図, 住宅地図, 現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから, 保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく, 本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により, 本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ, 又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから, 「人の財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		所有者の住所のうち地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより, 特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿, 公図, 道路台帳図, 住宅地図, 現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから, 保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく, 本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により, 本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ, 又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから, 「人の財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		調査者氏名	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから, 保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく, 本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は, 一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから, 本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから, 「人の財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は, 開示されている情報である。	開示
		印影	公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る情報である。	(1) 公務員の氏名(印影を含む。)の記載部分に公務員個人の私事に関する情報は含まれていないから, 保護に値する個人の利害にかかわる情報ではなく, 本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 公務員の氏名は, 一般に刊行されている「山梨県職員録」に掲載されているから, 本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから, 「人の財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報」である。 (4) 現在は, 開示されている情報である。	
		所在地の地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより, 特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿, 公図, 道路台帳図, 住宅地図, 現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから, 保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく, 本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により, 本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ, 又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから, 「人の財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報」である。	開示
		数量	特定の個人を識別することはできないが, 開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため, 所得資産	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は, 公的性質を帯びており, また, 公金支出の適正さの監視・参加のために, 個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから, 保護に値する個人の利害に関わ	

			<p>等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>る情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	
12	工作物調査表(乙)	氏名	<p>特定の個人を識別することができる情報である。</p>	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	開示
		所在地の地番	<p>土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。</p>	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p> <p>(4) 現在は、開示されている情報である。</p>	開示
		数量	<p>特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 違法に取得された道路敷地にかかわる情報であるから、本件条例8条1号にいう「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である。</p>	

第6 平成6年度 葦崎櫛形豊富線緊急道路整備事業
中巨摩郡白根町（峡中地域振興局建設部）

	文書名	不開示項目	不開示理由	原告の主張	当裁判所判断
4	土地売買契約書	売渡人の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示
		売渡人の印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		売買代金	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	
		売渡人の住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示
		所在地のうち小字及び地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 現在は、開示されている情報である。	開示
		単価	特定の個人を識別することはできないが、開示されている地積の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	
		金額	特定の個人を識別することはできないが、	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、	

			契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p>	
		土地所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p>	開示
10	測量図	氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p>	開示
		小字	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 現在は、開示されている情報である。</p>	開示
		地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 現在は、開示されている情報である。</p>	開示

第7 昭和63年度 工事設計及び契約 工事執行について（上申）

特改一種 葦崎櫛形豊富線

「昭和63年度広域農道富士川西部白根町地内」（峡中地域振興局農務部）

	文書名	不開示項目	不開示理由	原告の主張	当裁判所判断
1	土地売買契約書	売渡人の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示
		売渡人の印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		売買価格	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	開示
		売渡人の住所のうち小字及び地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。		
		単価	特定の個人を識別することはできないが、開示されている地積の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。		
土地代金	特定の個人を識別することはできないが、契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正			

				<p>当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p>	
		土地所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p>	開示
2	物件移転補償契約書	物件所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p>	開示
		物件所有者の印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		補償金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	<p>(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p>	
		物件所有者の住所のうち小字及び地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p>	開示
7	丈量図	小字	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 現在は、開示されている情報である。</p>	開示
		地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 現在は、開示されている情報である。</p>	開示
		氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情</p>	開示

				報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	
8	配置図	建物所有者の氏名 ----- 配置図	特定の個人を識別することができる情報である。 ----- 住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開 示 -----
17	関係写真	関係写真	特定の個人を識別することができる情報である。	被写体が土地・建物・工作物・庭木であるならば、 (1) これらの被写体は景色であって、誰もが認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害にかかわるものではなく本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 一般人には個人識別可能性がないから、本件条例8条1号にいう「特定の個人を識別することができるもの」にあたらぬ。 (3) (1)の理由により、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	

第8 平成元年度工事設計及び契約 工事執行について（上申）

特改一種 葦崎櫛形豊富線

「平成元年度広域農道富士川西部白根町地内」（峡中地域振興局農務部）

	文書名	不開示項目	不開示理由	原告の主張	当裁判所判断
1	土地売買契約書	売渡人の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示
		売渡人の印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		売買価格	特定の個人を識別することはできないが、契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	開示
		前払金の金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	
		売渡人の住所のうち地番	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	
		単価	特定の個人を識別することはできないが、開示されている単価の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額（関連情報を含む。）は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正	

				<p>当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p>	
		土地代金	<p>特定の個人を識別することはできないが、契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p> <p>(3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。</p>	
		土地所有者の氏名	<p>特定の個人を識別することができる情報である。</p>	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p>	開示
		所在地のうち小字及び地番	<p>土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。</p>	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p> <p>(3) 現在は、開示されている情報である。</p>	開示
2	物件移転補償契約書	物件所有者の氏名	<p>特定の個人を識別することができる情報である。</p>	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p> <p>(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。</p>	開示
		物件所有者の印影	<p>特定の個人を識別することができる情報である。</p>		
		補償金額	<p>特定の個人を識別することはできないが、契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。</p> <p>(2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。</p>	
		物件所有者の住所のうち地番	<p>住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。</p>	<p>(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関する情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。</p>	開示

		所在地のうち小字及び地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 現在は、開示されている情報である。	開示
3	残地補償契約書	被補償者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示
		被補償者の印影	特定の個人を識別することができる情報である。		
		補償金額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額であるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	開示
		被補償者の住所のうち小字及び地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	
		買収単価	特定の個人を識別することはできないが、開示されている地積の情報と照合することにより金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	
補正単価	特定の個人を識別することはできないが、開示されている地積の情報と照合すること	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正さの監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条			

			により金額が判明するため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	
		算出額	特定の個人を識別することはできないが、契約金額と関係があるため、所得資産等個人の財産に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。	(1) 契約金額(関連情報を含む。)は、公的性質を帯びており、また、公金支出の適正性の監視・参加のために、個人情報としての側面より本件条例の目的を優先させるべき情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」にはあたらない。 (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがないから、個人の権利利益を害しない。 (3) 買収土地の単価はいわゆる地権者会議で提示されており、面積は開示項目であるから、本件条例8条1号イにいう「慣行として公にされている情報」にあたる。	
8	配置図	建物所有者の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示
		配置図	住宅地図等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	
27	丈量図	小字、地番	土地登記簿等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。 (3) 現在は、開示されている情報である。	開示
		所有者等の氏名	特定の個人を識別することができる情報である。	(1) 登記簿、公図、道路台帳図、住宅地図、現地調査等によって容易に認識することができる情報であるから、保護に値する個人の利害に関わる情報ではなく、本件条例8条1号にいう「個人に関する情報」ではない。 (2) 上記理由により、本件条例8条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。	開示